

令和 6 年度神之池桜守隊活動方針

(趣旨)

- 第 1 良好な桜と緑を維持することにより、神之池がさらに市民に愛される憩いと賑わいの場となっていくことを期する。
- 第 2 市民参加、協働による神之池緑地の桜や樹木の維持管理を行い、中長期的には市民等が主体となった緑地の保全活動の定着を進めるとともに、公園利用者に樹木に優しい行動を促していく。

(隊員)

- 第 3 隊員は神之池の桜や緑に関心があり、自ら守り育てていく意欲を持ち、神之池桜守隊（以下「桜守隊」という。）の趣旨に賛同する有志ボランティアとする。
- 第 4 隊員の資格に住所地による制限は設けない。
- 第 5 隊員は、神之池の桜等樹木の維持管理を目的とした無償ボランティアとする。
- 第 6 隊員は有志市民で構成する一般隊員と市の公園緑地管理業務の受注実績のある事業者の従業員等から構成される緑地管理関係隊員とに区分する。
- 第 7 緑地管理関係隊員は、自発的に一般隊員のサポートを行うほか、桜守隊の活動を支援するものとする。

(登録)

- 第 8 隊員は桜守隊として市が登録する。
- 第 9 登録は書面による申請によって行う。
- 第 10 市は、登録した隊員について名簿を作成し、保管する。

(登録の期間と更新)

- 第 11 登録期間は当該年度の 4 月 1 日から翌年の 3 月末までとする。
- 第 12 3 月末までに登録解除の申し出がなかった場合は、翌年度の登録を自動更新することとし、1 年間登録期間を延長する。
- 第 13 年度途中に登録となった場合の登録期間は、当該年度の 3 月末までとする。

(登録の解除等)

- 第 14 登録の更新を行わない場合や年度途中に登録の解除を行う際は、書面により申し出るものとする。
- 第 15 市は、隊員の不適切な素行等により桜守隊として不適格と認めたときは、登録を解除することができる。
- 第 16 市は、登録の解除を行ったときは文書にて通知するものとする。

(事務局)

- 第 17 事務局は神栖市役所施設管理課に置く。

(市の役割)

- 第 18 市は予算の範囲内において、桜守隊の活動に必要な以下の支援を行う。

- ①良好な樹木の保全に関する知識の習得やスキルアップのための講習会等の開催

- ②活動に必要な消耗費の支給及び資機材の貸与
- ③市の主催する講習会等事業に対応する保険の加入
- ④隊員相互間の連絡調整の他、事務局として桜守隊の活動に必要な支援と助言
(主たる活動)

第 19 桜守隊は、主に市の主催する樹木管理に関する講習会等の事業への参加のほか、以下の活動を神之池緑地内において行う。

- ①病虫害予防のための樹木パトロール
- ②人力で可能な小規模の枝払い、薬剤塗布、施肥等の軽作業
- ③その他、樹木の育成や保護のために必要な軽作業

第 20 活動に際しては、桜守隊であることを認識できるものを装備するものとする。
また、市から消耗品の支給や物品の貸与を受ける際には、予め市の了解を得るものとする。

第 21 活動を行った後は、市へ資機材の使用状況のほか、作業内容等の活動状況を報告する。ただし、市の主催する事業へ参加した場合は除く。

(活動に必要な重要事項の決定)

第 22 活動方針など重要事項を決定する場合は会議を開催し、一般隊員及び緑地管理関係隊員の区分ごとにそれぞれ出席者の 3 分の 2 以上の賛同を得るものとする。

(発議)

第 23 重要事項として隊員に対して賛否を問う発議を行う場合は、発議者の外 1 名以上の隊員の賛同を得るものとする。

(その他)

第 24 以下に掲げるもののほか、必要な様式は別に定める。

- ①登録申請書
- ②登録解除申出書
- ③登録解除通知
- ④隊員名簿
- ⑤活動報告書

第 25 桜守隊の活動は神栖市都市公園条例第 4 条第 2 号の禁止行為には該当しないものとする。

第 26 桜守隊の趣旨を逸脱しない範囲において、隊員相互がボランティアグループを結成し、独自に活動できることとする。

付 則

(運用開始)

1 この方針は、令和 6 年 5 月 24 日から運用する。